

太教文化第 136 号
令和 7 年 12 月 11 日

太子町社会教育審議会
会長 室井 美千博 様

太子町教育委員会



文化会館等の管理運営について（諮問）

文化会館及び歴史資料館につきましては、築後 30 年が経過し、建物・設備の老朽化やホール等吊り天井の安全対策のため、令和 7 年 4 月より 2 年間休館し、大規模改修工事を行っております。

この機会に、休館中の文化会館及び歴史資料館に図書館を加えた 3 施設の管理運営につきまして、これまで通り町が直接運営を行うのか、地域・施設の活性化等を目的に管理運営を含めた指定管理者制度の導入を行うのかを検討してまいりました。

町教育委員会としましては、高度な専門的知識や経験を要する運営が求められる図書館及び歴史資料館については「直営」の方針、多目的な利用が可能で柔軟な運営が求められる文化会館は「指定管理者制度の導入」の方針で進めたいと考えております。

つきましては、太子町社会教育審議会条例（平成 17 年条例第 22 条）第 2 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、「文化会館、図書館及び歴史資料館の管理運営について」貴審議会の意見を求めます。